



今月の写真:

芝桜@栃木県市貝市

photo by Akiko Ujue

年金記録の回復がより早く！～新たな回復基準～

- ◆年金記録確認第三者委員会の役割
世間を騒がせた「消えた年金」や「宙に浮いた年金」を救済するため、昨年6月に総務省に「年金記録確認第三者委員会」（第三者委員会）が設置されました。
この第三者委員会は、年金記録の確認について、国（厚生労働省）に記録が残っていない、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといったケースについて、国民の立場に立ち、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討したうえで、記録訂正に関し公正な判断を示すことが任務とされています。
- ◆その他の年金記録回復の基準
上記以外にも、確定申告書の控えが残っている場合や、勤めていた事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

- ◆新たな年金記録救済策
このほど（5月6日）、日本年金機構では、年金記録救済策をさらに手厚くするため、上記の第三者委員会で審議することなしに年金事務所（旧社会保険事務所）の調査だけで年金記録を回復できる基準を示しました。その内容は次の通りです。
（1）厚生年金（標準報酬月額の変動の疑い）
・6カ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合
（2）厚生年金（脱退手当金の誤った支給記録）
・昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示がないなどの条件を満たす場合
・脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間がある等の条件を満たす場合
（3）国民年金（2年以下の記録漏れ）
・保険料納付記録が漏れていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

pic up! Report

～今年の新入社員の傾向調査～ ETC型と称された新入社員の本音は???

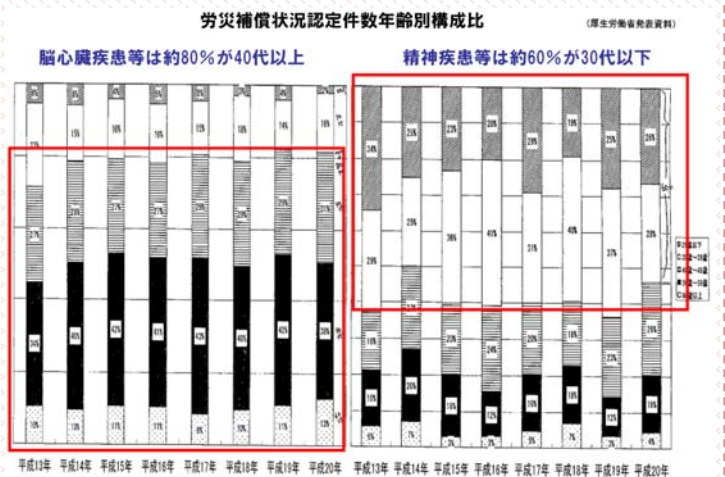
- 約6割の新入社員が「今の会社に一生勤めたい」
～調査；日本生産性本部
6年連続で過去最高を更新しました。「いずれ起業・独立したい」という人は12.8%…就職活動の厳しさ、生活重視から現実志向なのでしょうか。

- 今春の新入社員は「安定志向」（4/20）
～調査；日本能率協会
今年の新入社員の意識調査の結果を発表し、「年功主義」と「実力・成果主義」のどちらで働きたいかとの質問に、「年功主義」を選んだ人が2001年の調査開始以来はじめて過半数（50.4%）に達したことがわかりました。「定年まで勤めたい」という意向も過去最高の50.0%に達したそうです。

●健康診断で「うつ病検査」を義務化へ（4/20）

厚生労働省は、労働安全衛生法を改正し、企業などが実施する健康診断で精神疾患に関する検査を義務付ける方針を明らかにしました。同省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」がまとめる提言に盛り込む予定で、2011年度からの実施を目指すとしている。

※右図は、非常に興味深い労災認定件数に関する資料です。
精神障害等の認定年齢は60%が30代以下、脳心臓疾患等は40代以上が80%…年齢ごとの状況把握、健康診断結果の精査等を通して事業主として特に配慮していきましょう。
※2008年度のうつ病を含む精神障害などの労災請求件数は927件、認定件数は269件。



今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

ゴールデンウィークに実家に帰省し、仙台に戻る途中、家族と愛犬と一緒にこの公園を訪れました。絨毯を敷いたように一面続く可憐な芝桜。素敵でした。芝桜と新緑と青空がとても印象的でした。我が家の庭にも、今年はずっと芝桜が咲きました。

久ぶりに年金の話題に触れました。昨年まであれほど報道がありましたが、最近はずっと減ってしまいましたね。皆様の周りの方で、年金記録について未解決、疑問は持っているけれどあきらめていた…という方がいらっしゃいましたら、どうぞお知らせして差し上げてください。なお、年金相談センターは今年から「街角の年金相談センター」として社会保険労務士会が運営を受託しています。社会保険労務士として少しでも皆様のお役に立てたら幸いです。

Kadota office.com 2010.05

#発行: 2010年4月10日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

☎ TEL: 022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

